

BTMU

■ WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

- ・11月の輸出 前年同月比+4.7%
- ・外資の有料老人介護施設設立を奨励

【金融・為替】

- ・預金保険制度創設へ 意見募集開始
- ・10月の人民元の決済通貨シェア 世界第7位を維持

■ 人民元レビュー

- ・来週の人民元は弱含む展開を予想

■ EXPERT VIEW

- ・企業所得税確定申告書の全面改定

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

◆11月の輸出 前年同月比+4.7%

税関総署が8日に発表した貿易統計(米ドル建て)によると、11月の輸出入総額は前年同月比▲0.5%の3,688.5億米ドル、うち、輸出が同+4.7%の2,116.6億米ドル、輸入が同▲6.7%の1,571.9億米ドルで、貿易黒字は同+61.4%の544.7億米ドルと単月ベースで過去最高となった。国際市場における資源価格下落や国内需要の低迷が輸入額に影響し、貿易黒字の拡大に繋がったという。1-11月累計では、輸出入総額は前年同期比+3.4%の3兆8,982.5億米ドルで、伸び率は1-10月より0.4ポイント鈍化し、政府の年間目標の+7.5%を下回る水準となっている。11月の製造業PMIの新規輸出受注指数が2ヶ月連続で下落したこと、先月開催された「広州交易会」の輸出成約額、バイヤー数が共に前年より減少したこと等を踏まえると、年末年始にかけても輸出の大幅増加は見込めないと見られている。なお1-11月累計の貿易相手国・地域別の輸出入総額の伸びを見ると、日本は前年同期比+0.4%と1-10月より0.8ポイント鈍化。その他、EUが同+10.1%、ASEANが同+8.4%、米国が同+6.4%と、1-10月よりそれぞれ1.1ポイント、0.5ポイント、0.5ポイント鈍化した。

◆外資の有料老人介護施設設立を奨励

商務部と民政部は2日、外国企業の中国における有料老人介護施設の設立奨励について公告(2014年第81号)を發布した。本公告は老人福祉サービス業の健全な発展と社会サービス業の対外開放推進を目的とし、外国企業の独資又は中国企業との合弁、合作での老人介護施設設立を奨励している。具体的には、公営老人介護施設の民営化にあたっての外国企業参与の奨励、外国企業による老人介護施設の大規模経営、チェーン経営の奨励、中国資本と同等の税制上の優遇や行政管理・サービス関連費用の減免等が盛り込まれている。なお、介護施設の業務範囲の中に医療衛生サービスが含まれる場合は、関連する政策規定に従い許可申請手続きを行わなければならないとしている。

【金融・為替】

◆預金保険制度創設へ 意見募集開始

国務院法制弁公室は11月30日、中国人民銀行が起草した「預金保険条例(草案)」をウェブサイト公開した。2014年12月30日まで一般に向けて意見募集を行う。金融リスクの防止、預金者権益の保護、民営・中小銀行の発展促進等を目的とし、具体的には、新たに設立される預金保険基金管理機構に対し、金融機関が一定の預金比率に基づいた保険料を納付し、金融機関が破綻等に陥った場合、同基金から預金者に対し元利を含め50万元を上限に払戻しを行う仕組みとなっている。対象銀行は中国国内に設立した商業銀行等で外資法人銀行、中資・外資合弁銀行も含まれる。保険対象は法人・個人の預金で、人民元預金と外貨預金の何れも含まれる。保険料率は各金融機関の経営状況に応じて異なる。また、人民銀行は経済・金融情勢に応じて、預金払戻しの上限を調整するとしているが、本草案の50万元の上限設定については、2013年末時点の全国の99.63%の預金者の預金を全額保護できると見ている。なお、政府は意見募集終了から正式実施まで相応の準備期間を設けるとしており、来年前半に導入する可能性が高いと見られている。

◆10月の人民元の決済通貨シェア 世界第7位を維持

SWIFT(国際銀行間通信協会)の11月26日の発表によると、10月の世界の通貨取引シェアランキングで、人民元は引き続き第7位に留まった。但し、取引シェアは前月の1.72%から1.59%と半年振りに前月比縮小した。なお、中国本土・香港との決済における人民元建ての割合は18ヶ月前の6.2%から11.2%にまで増加しており、中国本土・香港との人民元決済の利用国には、当初のシンガポールや英国といった主要な人民元決済センターのほか、最近ではドイツ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、スウェーデン、カナダ等の国も新たに加わり、その利用率も急速に伸びている。

<通貨別取引シェアランキング>

通貨名	上段:順位 / 下段:取引シェア										
	2014年										
	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	1月
USD(米ドル)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	43.50%	42.93%	43.82%	42.08%	41.86%	41.63%	42.51%	40.19%	38.90%	38.75%	33.48%
EUR(ユーロ)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
	29.38%	29.43%	29.13%	31.24%	31.25%	32.35%	30.99%	31.78%	32.97%	33.51%	40.17%
GBP(イギリスポンド)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	8.42%	8.59%	8.40%	8.81%	8.54%	8.27%	8.55%	9.24%	9.44%	9.38%	8.55%
JPY(日本円)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	2.91%	2.74%	2.47%	2.38%	2.50%	2.21%	2.35%	2.49%	2.51%	2.49%	2.56%
AUD(オーストラリア・ドル)	5	5	5	5	5	5	6	5	5	6	5
	1.97%	2.02%	1.92%	1.99%	1.95%	1.81%	1.67%	1.84%	1.83%	1.75%	1.85%
CAD(カナダドル)	6	6	6	6	6	6	5	6	6	5	7
	1.76%	1.78%	1.69%	1.66%	1.64%	1.71%	1.76%	1.83%	1.80%	1.80%	1.80%
CNY(人民元)	7	7	7	7	7	7	7	7	8	7	13
	1.59%	1.72%	1.64%	1.57%	1.55%	1.47%	1.43%	1.62%	1.42%	1.39%	0.63%
CHF(スイスフラン)	8	8	8	8	8	8	8	8	7	8	6
	1.32%	1.40%	1.21%	1.27%	1.28%	1.32%	1.41%	1.45%	1.45%	1.38%	1.83%
HKD(香港ドル)	9	9	9	9	9	10	9	9	9	9	9
	1.03%	1.02%	1.16%	1.12%	1.08%	1.06%	1.10%	1.08%	1.06%	1.09%	1.02%
THB(タイ・バーツ)	10	10	11	11	12	12	12	11	11	10	10
	0.93%	0.96%	0.91%	0.89%	0.83%	0.85%	0.87%	0.92%	0.95%	0.98%	0.97%

(出所) SWIFTの公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

人民元レビュー

◆来週の人民元は弱含む展開を予想

今週の人民元は 6.15 挟みの推移が継続した。原油価格下落に伴う輸入業者と見られるドル買いも人民元の重石となったと見られる。4 日には対ドル基準値が前営業日比元安に設定されたことを受けて約 3 カ月ぶりに 6.16 付近まで軟化したが、同水準では底堅く推移。本稿執筆時点では 6.15 台前半での推移となっている。

30 日、中国人民銀行は銀行の預金保険制度導入に向けた規則案を発表した。発表によれば、金融機関が経営破綻した場合、預金者 1 人当たり 50 万人民元(約 8.2 万ドル)までの預金が保護されることになる。中国では、預貸金利共に基準金利が定められているが、貸出金利の下限は 2013 年 7 月に撤廃された。一方、預金金利の上限の撤廃は、中小金融機関の収益を圧迫し破綻する金融機関が出てくとも考えられる為、預金保険制度の設立が必須であった。李首相は全人代で年内に設立する方針を示していた。今回の発表は金利自由化に向けて一步前進したと言えるだろう。ただ、金融機関を対象とした破産法の整備を進める必要もあるため、預金金利上限の撤廃までにはまだ時間がかかると見られる。

政府による正式な発表はまだないが、2015 年の経済政策方針を協議する経済工作会议が来週にも開催される可能性がある。金融政策については、4 年連続で「穏健」という表現が使われている。景気先行きの不透明感が強まっていることから、今年と比べて緩和的になるだろう。だが、表現の変更は中国の景気に対する懸念を強めるほか、改革を優先するとの政府の方針が変更されたと受け止められる可能性もあり、今回も「穏健」に据え置かれると見ている。

人民元相場については、引き続き輸入業者によるドル買い等により弱含む展開を予想する。

(12 月 5 日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2014.12.01	6.1500	6.1443~6.1520	6.1520	0.0070	5.1794	-0.0159	0.79325	0.0010	7.6451	0.0065	3.3400	2807.55	-2.16
2014.12.02	6.1465	6.1465~6.1512	6.1503	-0.0017	5.1726	-0.0068	0.79290	-0.0003	7.6514	0.0063	3.6000	2894.25	86.70
2014.12.03	6.1510	6.1470~6.1531	6.1500	-0.0003	5.1558	-0.0168	0.79313	0.0002	7.5973	-0.0541	3.4100	2911.46	17.21
2014.12.04	6.1496	6.1492~6.1599	6.1546	0.0046	5.1342	-0.0216	0.79391	0.0008	7.5819	-0.0154	3.4600	3038.14	126.68
2014.12.05	6.1530	6.1397~6.1540	6.1502	-0.0044	5.1160	-0.0182	0.79338	-0.0005	7.6103	0.0284	3.5000	3078.71	40.57

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

企業所得税確定申告書の全面改定

2014 年度の企業所得税確定申告で用いられる様式が全面改定されます。中国で設立される全ての法人は原則として暦年決算を原則とし、翌年の5月末までに企業所得税確定申告書を提出することが必要です。今回改定の確定申告書は全41表あり、このうち、企業の基本情報を「基礎情報表(A000000)」に記載し、主表として「企業所得税年度納税申告表(A類)(A100000)」に記入するとともに、主表各項目の明細として必要な附表を添付するという様式になっています。まずは申告書の構成を俯瞰し、主要3表の具体的な内容をみていきましょう。

1. 申告書の構成～主表及び附表一覧

表番号	表名称
A000000	企業基礎情報表
A100000	中華人民共和国企業所得税納税年度申告表(A類)
A101010	一般企業収入明細表
A101020	金融企業収入明細表
A102010	一般企業原価支出明細表
A102020	金融企業支出明細表
A103000	事業単位、民間非営利組織収入、支出明細表
A104000	期間費用明細表
A105000	納税調整項目明細表
A105010	みなし販売及び不動産開発企業特定業務納税調整明細表
A105020	発生主義に基づき認識されるべき収入の納税調整明細表
A105030	投資収益納税調整明細表
A105040	特定用途財政資金納税調整明細表
A105050	従業員給与報酬納税調整明細表
A105060	広告費、業務宣伝費繰越納税調整明細表
A105070	寄付金支出納税調整明細表
A105080	資産償却状況及び納税調整明細表
A105081	固定資産加速償却・控除明細表
A105090	資産損失損金算入及び納税調整明細表
A105091	資産損失(特別申告)損金算入及び納税調整明細表
A105100	企業組織再編納税調整明細表
A105110	政策性企業移転納税調整明細表
A105120	特定業種準備金納税調整明細表
A106000	企業所得税繰越欠損金補填明細表
A107010	免税収入、収入の減算及び控除加算優遇明細表
A107011	条件に適合する内国企業間の利息、配当等投資収益の優遇明細表
A107012	資源生産製品の総合利用に係る収入優遇明細表
A107013	金融、保険等機構が取得する農業貸付金収入、保険収入優遇明細表
A107014	研究開発費用加算控除優遇明細表
A107020	所得減免優遇明細表
A107030	課税所得額控除明細表

CHINA WEEKLY

A107040	減免所得税優遇明細表
A107041	ハイテク企業優遇状況明細表
A107042	ソフトウェア、LSI 企業優遇状況明細表
A107050	税額減免優遇明細表
A108000	国外所得控除明細表
A108010	国外所得納税調整後所得明細表
A108020	外国支店繰越欠損明細表
A108030	過年度国外所得減免明細表
A109000	異地経営合算納税 企業年度分割企業所得税明細表
A109010	企業所得税合算納税 支店機構所得税配分表

「企業基礎情報表 (A000000)」と「企業所得税年度納税申告表 (A 類) (A100000)」は全企業に必須の記載様式です。その他の表は、記載事項がある表についてのみ添付します。

2. 企業基礎情報表の内容

企業基礎情報表 (A000000)

正常申告 ☐		更正申告 ☐		補充申告 ☐	
100基本情報					
101合算納税企業	はい (本店機構 ☐ 比例納税本店機構 ☐) いいえ ☐				
102登録資本金 (万円)		106国外中資企業所有の内国企業	はい ☐	いいえ ☐	
103所属業種明細番号		107国家の制限、禁止業種以外の業種	はい ☐	いいえ ☐	
104従業員数		108国外関連取引の有無	はい ☐	いいえ ☐	
105資産総額 (万円)		109上場企業	はい (国内 ☐ 国外 ☐)	いいえ ☐	
200主な会計方針と評価方法					
201適用される会計準則 または会計制度	企業会計準則 (一般企業 ☐ 銀行 ☐ 証券 ☐ 保険 ☐ 担保 ☐ 小企業会計準則 ☐ 企業会計制度 ☐ 事業単位会計準則 (事業単位会計制度 ☐ 科学事業単位会計制度 ☐ 医院会計制度 ☐ 高等学校会計制度 ☐ 中小学校会計制度 ☐ 宝くじ事業者会計制度 ☐) 民間非営利組織会計制度 ☐ 村集休経営組織会計制度 ☐ 農民専業合作社財務会計制度 (試行) ☐ その他 ☐				
202会計書類保管場所		203会計計算ソフトウェア			
204記帳本位通貨	人民元 ☐ その他 ☐	205会計方針と評価方法の変更の有無	はい ☐	いいえ ☐	
206固定資産償却方法	定額法 ☐ 生産高比例法 ☐ 二倍定額法 ☐ 年次級数法 ☐ その他 ☐				
207棚卸資産評価方法	先入先出法 ☐ 移動加重平均法 ☐ 月次総平均法 ☐ 個別法 ☐ 粗利率法 ☐ 売価法 ☐ 計画原価法 ☐ その他 ☐				
208貸倒損失計算法	引当法 ☐ 直接計上法 ☐				
209所得税計算法	繰延法 ☐ 負債法 ☐ その他 ☐				
300企業主要株主及び対外投資状況					
301企業主要株主 (上位五者)					
株主名称	証券の種類	証券番号	経済性質	出資比率	国籍 (登記場所)
302対外投資 (上位五者)					
投資先名称	納税人識別番号	経済性質	出資比率	出資金額	登記場所

CHINA WEEKLY

申告期限内での数値、情報の訂正は「訂正申告」に(中国語では「更正申告」)、申告期限を過ぎた後の自主的な修正、税務局の指摘に基づく修正申告は「修正申告」(中国語では「補充申告」)にチェックマークを入れます。

3. 企業所得税年度納税申告表(A類)の内容

中華人民共和國企業所得税年度納税申告表(A類)(A100000)

行	類別	項目	金額
1	利潤 総額 計算	一、營業收入(A101010/101020/103000)	
2		減:營業原価(A102010/102020/103000)	
3		營業税金及び附加	
4		販売費用(A104000)	
5		管理費用(A104000)	
6		財務費用(A104000)	
7		資産減失損	
8		加:公正価値評価損益	
9		投資收益	
10		二、營業利潤(1-2-3-4-5-6-7+8+9)	
11	課税 所得 税額 計算	加:營業外收入(A101010/101020/103000)	
12		減:營業外支出(A102010/102020/103000)	
13		三、利潤總額(10+11-12)	
14		減:国外所得(A108010)	
15		加:納税調整加算額(A105000)	
16		減:納税調整減算額(A105000)	
17		減:免税、減税收入及び控除加算(A107010)	
18		加:国外課税所得の国内繰越欠損金との相殺(A108000)	
19		四、納税調整後所得(13-14+15-16-17+18)	
20		減:所得減免(A107020)	
21	要納 付所得 税額 計算	減:課税所得控除額(A107030)	
22		減:過年度繰越欠損金(A106000)	
23		五、課税所得額(19-20-21-22)	
24		税率(25%)	
25		六、要納税所得税額(23×24)	
26		減:減免所得税額(A107040)	
27		減:控除所得税額(A107050)	
28		七、要納税額(25-26-27)	
29		加:国外所得課税所得税額(A108000)	
30		減:国外所得控除所得税額(A108000)	
31	附 属 資 料	八、實際要納付所得税額(28+29-30)	
32		減:当期既納付予納所得税總額	
33		九、当期要納付(還付)所得税額(31-32)	
34		うち:本店按分納付 当期要納付(還付)所得税額(A109000)	
35		財政集中分配当期要納付所得税額(A109000)	
36		本店主体生産經營部門按分納付 当期要納付(還付)取得 税額(A109000)	
37		過年度に過大納付であった所得税額の当期控除額	
38		過年度に過少納付であった当期要納付所得税額	

各項目名称の後ろに付いている番号が関連する附表の番号となっています。金額の記載がある項目について附表を作成・添付します。附表が漏れなく作成されているかを確認しましょう。

行 15「納税調整増加額」/行 16「納税調整減少額」欄は、会計と税務計算の異なる項目の差額計算總額が記載される欄であり、日本の法人税申告書～別表四に相当する納税調整項目明細表(A105000)に繋がります。

CHINA WEEKLY

4. 納税調整項目明細表の内容

納税調整項目明細表 (A105000)

行	項目	帳簿金額	税務計算	加算金額	減算金額
		1	2	3	4
1	一、収入類調整項目 (2+3+4+5+6+7+8+10+11)	*	*		
2	(一) みなし販売収入 (A105010)	*			*
3	(二) 発生主義に基づき認識される収入 (A105020)				
4	(三) 投資収益 (A105030)				
5	(四) 持分法により認識される長期投資収益の初期投資原価との調整差額	*	*	*	
6	(五) 市場性のある金融資産の初期投資調整額	*	*		*
7	(六) 公正価値変動純損益		*		
8	(七) 非課税収入	*	*		
9	うち：特定用途財政資金 (A105040)	*	*		
10	(八) 販売値引、割引及び返品				
11	(九) その他				
12	二、控除類調整項目 (13+14+15+16+17+18+19+20+21+22+23+24+26+27+28+29)	*	*		
13	(一) みなし販売原価 (A105010)	*		*	
14	(二) 従業員給与報酬 (A105050)				
15	(三) 業務接待費支出				*
16	(四) 広告費及び業務宣伝費支出 (A105060)	*	*		
17	(五) 寄付金支出 (A105070)				*
18	(六) 利息支出				
19	(七) 罰科金及び財産没収損失		*		*
20	(八) 税務滞納金、利息		*		*
21	(九) 賛助支出		*		*
22	(十) 未実現融資収益に関連する当期財務費用				
23	(十一) コミッション及び手数料支出				*
24	(十二) 非課税収入関連支出	*	*		*
25	うち：特定用途財政資金に係る支出費用 (A105040)	*	*		*
26	(十三) 繰越控除項目				
27	(十四) 収入無関連支出		*		*
28	(十五) 国外所得に配分される共同支出	*	*		*
29	(十六) その他				
30	三、資産類調整項目 (31+32+33+34)	*	*		
31	(一) 資産償却 (A105080)				
32	(二) 資産減損引当金		*		
33	(三) 資産損失 (A105090)				
34	(四) その他				
35	四、特定事項調整項目 (36+37+38+39+40)	*	*		
36	(一) 組織再編 (A105100)				
37	(二) 政策的移転 (A105110)	*	*		
38	(三) 特定業種準備金 (A105120)				
39	(四) 不動産開発企業の特定業務計算納税調整額 (A105010)	*			
40	(五) その他	*	*		
41	五、特別納税調整課税所得	*	*		
42	六、その他	*	*		
43	合計 (1+12+30+35+41+42)	*	*		

収入類、控除類、資産類等六分類の加算・減算各種項目が行 43 に集計され、加算項目は主表の行 15 に、減算項目が同、行 16 に反映されます。

本年度からの新しい様式なので、上記主要 3 表を中心に申告書記載項目・金額の正確性を十分確認してから書類を提出するようにしてください。

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
執行董事 鈴木康伸(日本国公認会計士)